

**[事案 2023-34] 死亡保険金支払請求**

・令和5年4月24日 不受理決定

**<事案の概要>**

離婚した夫を契約者・被保険者、自分を死亡保険金受取人として平成26年5月に契約した終身保険について、令和4年7月に契約者の姉（以下「姉」）によって行われた姉への死亡保険金受取人変更手続を無効とし、自分に死亡保険金を支払うことを求めて申立てのあったもの。

**<不受理の理由>**

申立内容の適格性について審査を行った結果、本件では姉が重大な利害関係を有しているため、姉に対する主張・立証の機会などの手続的保障が必要となり、また、死亡保険金受取人の変更手続について、姉への委任手続が有効であるか否かは筆跡鑑定や契約者の意思能力の確認が必要となるところ、当審査会は筆跡鑑定等の事実確認を行う権限を持っていないことから、申立てを不受理とした。